

第57回八郎潟干拓記念駅伝競走大会実施要項

1. 主催 大潟村・一般財団法人秋田陸上競技協会
2. 後援 秋田県教育委員会・秋田県高等学校体育連盟
秋田魁新報社・大潟村教育委員会・大潟村スポーツ協会
3. 主管 秋田市陸上競技協会・能代市山本郡陸上競技協会・男鹿市陸上競技協会
潟上市南秋田郡陸上競技協会・八郎潟干拓記念駅伝競走大会実行委員会
4. 競技種目
 - ・一般の部 (7区間 42.195km)
 - ・高等学校の部 (7区間 42.195km)
5. 期 日 令和7年9月15日(月)
6. 日 程
 - ・開始式(ソーラースポーツライン) 8:30
 - ・競技一般の部・高等学校の部 10:30(スタート)
 - ・表彰式(ソーラースポーツライン) 競技終了後
7. 会 場 大潟村ソーラースポーツライン
8. 区 間 [通過予定時刻]
 - 第1区: 10.0Km 10:30スタート
 - 第2区: 3.0Km 11:00
 - 第3区: 8.1075Km 11:09
 - 第4区: 8.0875Km 11:33
 - 第5区: 3.0Km 11:57
 - 第6区: 5.0Km 12:06
 - 第7区: 5.0Km 12:21
9. 競技方法
 - (1) 学校対抗及びチーム対抗とする。
 - (2) チーム編成
正選手7名、補欠3名以内、監督1名の計11名とする。
 - (3) 日本陸上競技連盟駅伝競走規準並びに大会実施要項・大会申し合わせ事項による。
10. 参加資格
 - (1) 一般
 - ① 2025年度秋田陸上競技協会登録会員であること。また、登録番号を必ず記載のこと。
 - ② チーム編成基準は次のいずれかに該当するものであること。
 - A 秋田陸上競技協会加盟の郡市陸協又は加入団体であること。
 - B 市町村内チームであること。
 - C 同一大学チームであること。
 - D 同一職場チームであること。
 - ただし、郡市陸協に限り、郡市内の単独チーム編成が困難な場合は、近隣陸協との合同チームを認める場合がある。

(2) 高等学校

- ①2025年度秋田県高等学校体育連盟加盟校生徒で秋田陸上競技協会登録会員（通年ナンバーカード登録競技者）であること。
- ②学校長が承認した同一学校チームであること。ただし、同一学校の単独チーム編成が困難な場合は、2校以上での合同チームを認める。

(3) 統一事項

- ①いずれも未登録者が含まれる場合は出場を認めない。
- ②参加者はあらかじめ健康診断を受けている健康な者であること。
- ③参加者は氏名・肖像権等の個人情報について新聞等への掲載・報道に利用されることの同意を得られた者とする。

11. 申込方法 (1)別紙申込書（大潟村ホームページからダウンロードも可（<http://www.vill.ogata.akita.jp/>）に必要な事項を記入し8月15日（金）＜必着＞までに下記へ申し込むこと。提出書類は、捺印した原本を郵送すること。最終オーダーは、9月12日（金）正午までに大潟村村民体育館に提出すること。（FAX:0185-45-2269）提出時間厳守。但し、最終オーダー提出後の選手変更は、オーダー変更用紙を提出のうえ補欠をその区間の交代として起用すること。
- (2) 申込先
〒010-0441 秋田県南秋田郡大潟村字北2-1
第56回八郎潟干拓記念駅伝競走大会事務局宛
大潟村村民体育館 TEL:0185-45-2269 FAX:0185-45-2685
メールアドレス:ac-gym@vill.ogata.akita.jp
12. 参加料 無し
13. 監督会議 9月15日（月）午前7時50分にソーラースポーツラインで行う。
14. アスリートビブス
(1)アスリートビブスは大会事務局が準備する。
(2)アスリートビブスは胸部と背部に付けること。
15. 点呼 (1)各通過予定時刻の15分前までにスタート地点または各中継点に集合し、競技役員の点呼を受けること。
(2)選手輸送車乗車時にも点呼を行うこととし、選手は必ず輸送バスによって移動すること。なお、高等学校の部については、各チーム1名まで付き添いを認める。
16. 表彰 (1)第1位から第6位までのチームに、表彰状を授与する。
(2)優勝チームには優勝旗、準優勝チームには準優勝杯、第3位チームには第3位杯を（以上持ち回り）、第3位チームまでには楯とメダルを授与する。
(3)各区分1位には区分賞を授与する。
17. 監督車その他注意事項
(1)監督車について
①各チーム1台のみ認める。（車高2.4m以下の車とする。）
②大会関係車両のマグネット又は車旗を主催者側で準備するので、本部まで受け取りに来ること。
③監督車以外の伴走は禁止する。

(2)選手への注意事項

- ①「たすき」は投げたりしないで手渡し、受け渡しを終わった選手は他の選手の障害にならないよう、ただちに左側の走路外に出ること。
- ②選手が2人以上接近して中継点に近づいた場合は、先頭のチームに属する者が左側に、次のチームの者はその右に順次待つこと。
- ③出場選手の健康管理、事故防止については各チームが責任をもって行うこと。レース中のケガ等について応急処置は主催者で行うが、その後の責任は負わない。
- ④コースの走路左側に、「中間点（1、3、4区）」「あと1Km(全区間)」の標示を行う。

(3)繰り上げについて

先頭通過後20分とする。

(4)応援車の側道（砂利道）移動の禁止について

応援車の側道走行による砂ぼこりにより、選手に支障が出ているため、車での移動を禁止する。（選手は必ず選手輸送バスで移動すること）

(5)給水について

選手の安全を確保のうえ各チームの監督車が責任を持って行うこと。（大会事務局では給水を用意しない）

18. そ の 他

- (1)たすきは大会事務局が準備し、受付時に授与する。
- (2)選手輸送車及び大会関係車の標識は、大会事務局より交付されたマグネット又は車旗を車の前部に取り付け、前方から見えるようにすること。
- (3)選手の荷物には必ず「名札」（荷札）を付けること。（各自準備のこと）
- (4)日本陸上競技連盟規則により、靴底の厚さは40mm以下とする。
- (5)コース等の問い合わせについては、大潟村公民館へ連絡すること。
- (6)大会プログラムは、各チームに2部配布するものとする（それ以上必要な場合は購入するものとする）。
- (7)開閉会式は行わず、開始式並びに表彰式（表彰者のみ出席）のみ行う。